

三重県農薬販売届事務処理要領

平成15年4月21日付け農商第15-83号農林水産商工部長通知
(最終改正 令和4年4月21日付け農林水第15-41号)

1 目的

農薬取締法（昭和23年法律第82号。以下「法」という。）第17条第1項の規定に基づく販売者の届出に関する事項は、法令に定めるもののほかこの要領による。

2 定義

この要領において、「販売者」とは、農薬を販売（販売以外の授与を含む。以下同じ。）する者（製造者又は輸入者に該当する者（専ら特定農薬を製造し若しくは加工し、又は輸入する者を除く。）を除く。）をいう。

3 販売者の届出

(1) 農薬販売届（開始、増設、変更、廃止）の提出先等

三重県内に販売所を設置する販売者は、その販売所ごとに知事に届け出なければならない。また、届出事項に変更を生じた場合も同様とする。

なお、届出は本項（2）から（5）により作成し、農産物安全・流通課又は販売所の所在地を管轄する農林水産（農政、農林）事務所（以下、「農林水産事務所」という。）に提出するものとする。

(2) 販売を開始する場合の届出

新たに農薬の販売を開始する場合、販売者は、販売を開始する日までに「農薬販売届」（様式第1-1号）に「農薬販売届添付資料」（様式第2号）を添付して、正本1通を届け出るものとする。

(3) 販売所を増設した場合の届出

販売所を増設した場合、販売者は、その増設の日から2週間以内に、「農薬販売届」（様式第1-1号）に「農薬販売届添付資料」（様式第2号）を添付して、正本1通を届け出るものとする。

(4) 届出事項に変更を生じた場合の届出

届出事項に変更を生じた場合、販売者は、その変更を生じた日から2週間以内に、「農薬販売変更届」（様式第1-2号）に「農薬販売届添付資料」（様式第2号）を添付して、正本1通を届け出るものとする。

(5) 販売所を廃止した場合の届出

販売所を廃止した場合、販売者は、その廃止の日から2週間以内に、「農薬販売廃止届」（様式第1-3号）に「農薬販売届添付資料」（様式第2号）を添付して、正本1通を届け出るものとする。

ただし、県内全ての販売所で農薬の販売を廃止した販売者については「農薬販売届添付資料」（様式第2号）の添付は不要とする。

4 届出の受付

届出を受け付けた農林水産事務所は、当該届出を遅滞なく農産物安全・流通課に送付するものとする。

農産物安全・流通課長は、届出を受け付けたとき又は農林水産事務所から届出の送付があったときは、文書により届出者に通知するものとする。

5 届出者名簿

農産物安全・流通課長は、届出に基づき届出者名簿を備え、電子情報として農薬取締職員と情報の共有化を図るものとする。

6 遅延理由書の提出

法第17条第2項の規定による届出期限を遅延した販売者は、「遅延理由書」（様式第3号）を添付するものとする。

7 販売が確認できない販売所の取扱い

県が法第29条第1項又は第3項の規定に基づき実施する立入検査等において、届出のあった販売所が存在しない又は届出者の連絡先不明等により販売が確認できない場合、農産物安全・流通課長は、その旨を記録した農薬販売者立入検査記録書等に基づき、立入検査対象から当該販売所を抹消することができるものとする。

付則	この要領は、平成15年	4月21日から施行する。
付則	この要領は、平成15年	6月2日から施行する。
付則	この要領は、平成17年	4月1日から施行する。
付則	この要領は、平成18年	5月8日から施行する。
付則	この要領は、平成23年	4月19日から施行する。
付則	この要領は、平成25年	4月22日から施行する。
付則	この要領は、平成29年	5月15日から施行する。
付則	この要領は、平成30年	12月3日から施行する。
付則	この要領は、令和3年	6月18日から施行する。
付則	この要領は、令和4年	4月21日から施行する。